

連結における自己資本の充実の状況等についての開示事項

(1) その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません

(2) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	平成28年度		平成29年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	58,055		59,230	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,547		2,553	
うち、利益剰余金の額	55,609		56,779	
うち、外部流出予定額(△)	101		101	
うち、上記以外に該当するものの額	-		△0	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-		-	
うち、為替換算調整勘定	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	-		-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	531		581	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	531		581	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	375		336	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	58,962		60,148	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	66	44	113	28
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	66	44	113	28
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	66		113	
自己資本の額(イ)-(ロ)-(ハ)	58,895		60,034	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	307,350		321,278	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△10,854		△4,560	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	44		28	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、退職給付に係る資産	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△10,898		△4,589	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	19,370		18,773	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	326,721		340,052	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	18.02%		17.65%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫グループの自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
 なお、当金庫グループの自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額
きのくに信用金庫	普通出資	2,553百万円
きのくに信用保証株式会社	非支配株主持分	336百万円

(3) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	307,350	12,294	321,278	12,851
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	317,355	12,694	324,818	12,992
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	8	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	25	1	40	1
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	140	5	140	5
我が国の政府関係機関向け	672	26	598	23
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	67,265	2,690	67,946	2,717
法人等向け	38,483	1,539	43,122	1,724
中小企業等向け及び個人向け	108,270	4,330	112,077	4,483
抵当権付住宅ローン	10,148	405	9,986	399
不動産取得等事業向け	15,419	616	13,748	549
3ヵ月以上延滞等	876	35	760	30
取立未済手形	5	0	8	0
信用保証協会等による保証付	2,521	100	2,733	109
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	8,787	351	11,049	441
出資等のエクスポージャー	8,787	351	11,049	441
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	64,737	2,589	62,597	2,503
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	40,785	1,631	38,296	1,531
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,018	200	5,018	200
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	8,154	326	7,809	312
上記以外のエクスポージャー	10,778	431	11,472	458
②証券化エクスポージャー	650	26	715	28
証券化 (オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化 (オリジネーター以外)	650	26	715	28
(うち再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	44	1	28	1
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△10,898	△435	△4,589	△183
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	198	7	305	12
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	19,370	774	18,773	750
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	326,721	13,068	340,052	13,602

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

 5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫グループは、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、金庫の状況を十分に考慮した上で策定された極めて実現性の高いものであります。

オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当金庫グループでは、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務・コンプライアンスリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法を規程に定め、リスクを認識し評価しております。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらのリスクに関しましては、オペレーショナル・リスク管理部会、コンプライアンス委員会等におきまして、検討・協議するとともに、必要に応じて経営陣に報告を行なう態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫グループは基礎的手法を採用しております。

(4) 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
	国 内	1,091,129	1,116,461	362,351	370,962	335,475	326,933	664	1,180	1,707	1,167	
国 外	11,919	18,145	-	1	11,919	17,927	-	6	-	-	-	-
地 域 別 合 計	1,103,049	1,134,606	362,351	370,963	347,394	344,861	664	1,187	1,707	1,167		
製 造 業	28,846	31,909	20,729	21,327	6,810	8,911	-	-	51	83		
農 業、林 業	2,138	2,120	2,138	2,120	-	-	-	-	2	1		
漁 業	385	402	385	402	-	-	-	-	6	4		
鉱業、採石業、砂利採取業	196	156	196	156	-	-	-	-	-	-		
建 設 業	31,790	34,540	31,159	33,372	500	1,000	-	-	184	104		
電気・ガス・熱供給・水道業	3,515	4,452	400	739	2,816	3,413	-	-	-	-		
情 報 通 信 業	1,649	1,671	397	395	801	601	-	-	-	-		
運 輸 業、郵 便 業	85,997	85,726	6,502	7,349	79,019	78,123	-	-	11	2		
卸 売 業、小 売 業	31,912	31,737	29,606	29,165	2,105	2,322	0	1	497	454		
金 融 業、保 険 業	403,043	414,914	7,788	3,785	48,795	47,629	0	0	16	4		
不 動 産 業	22,122	22,484	21,218	21,881	902	602	-	-	601	246		
物 品 賃 貸 業	518	385	518	385	-	-	-	-	-	-		
学術研究、専門・技術サービス業	2,475	2,602	2,475	2,602	-	-	-	-	-	-		
宿 泊 業	1,859	1,722	1,859	1,722	-	-	-	-	10	8		
飲 食 業	4,827	4,708	4,827	4,708	-	-	-	-	103	54		
生活関連サービス業、娯楽業	5,047	5,772	5,047	5,772	-	-	-	-	-	38		
教育、学習支援業	1,470	1,535	1,470	1,535	-	-	-	-	-	-		
医 療、福 祉	19,046	18,186	19,046	18,186	-	-	-	-	3	-		
その他のサービス	8,849	8,759	8,783	8,639	-	-	-	-	22	19		
国・地方公共団体等	273,532	277,672	68,291	75,717	205,241	201,955	-	-	-	-		
個 人	129,201	130,632	129,201	130,632	-	-	-	-	196	145		
そ の 他	44,620	52,511	305	364	402	301	662	1,184	-	-		
業 種 別 合 計	1,103,049	1,134,606	362,351	370,963	347,394	344,861	664	1,187	1,707	1,167		

<残存期間別>

(単位：百万円)

期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
	1年以下	166,620	170,405	34,693	37,227	14,221	26,296	1	2	
1年超3年以下	241,992	258,204	33,286	32,448	70,259	86,731	-	-		
3年超5年以下	137,068	132,927	41,359	38,993	92,159	91,603	-	-		
5年超7年以下	131,026	110,187	42,240	37,733	81,385	68,438	-	-		
7年超10年以下	153,349	142,316	55,311	57,393	44,935	17,814	-	-		
10年超	212,798	237,366	154,166	165,890	42,632	49,476	-	-		
期間の定めのないもの	60,192	83,198	1,293	1,276	1,800	4,500	662	1,184		
残存期間別合計	1,103,049	1,134,606	362,351	370,963	347,394	344,861	664	1,187		

- (注) 1. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
2. 上記の「業種別」の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には仕組債、投資信託、金銭の信託、現金、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
3. 上記「地域別」のうち国外には、外国証券が分類されております。 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当 期 増 加 額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	平成28年度	440	531	-	440	531
	平成29年度	531	581	-	531	581
個 別 貸 倒 引 当 金	平成28年度	2,136	1,859	286	1,849	1,859
	平成29年度	1,859	1,506	213	1,645	1,506
合 計	平成28年度	2,576	2,390	286	2,289	2,390
	平成29年度	2,390	2,088	213	2,176	2,088

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	目的使用		その他		平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
製 造 業	112	69	69	82	0	4	111	64	69	82	0	0
農 業、林 業	64	46	46	47	-	-	64	46	46	47	-	3
漁 業	1	-	-	-	1	-	0	-	-	-	4	0
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	61	61	61	49	11	2	49	59	61	49	3	7
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	32	7	7	5	21	1	10	5	7	5	0	4
卸 売 業、小 売 業	649	579	579	498	35	19	613	560	579	498	31	-
金 融 業、保 険 業	2	1	1	-	-	-	2	1	1	-	-	-
不 動 産 業	663	584	584	339	152	140	510	443	584	339	-	124
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	62	15	15	9	62	12	-	3	15	9	58	-
宿 泊 業	121	80	80	63	-	19	121	60	80	63	-	33
飲 食 業	43	43	43	25	-	6	43	36	43	25	0	-
生活関連サービス業、娯楽業	71	6	6	6	-	-	71	6	6	6	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	2	159	159	174	-	2	2	157	159	174	-	2
その他のサービス	10	7	7	3	-	-	10	7	7	3	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	203	163	163	169	-	3	203	159	163	169	-	4
そ の 他	33	30	30	30	-	-	33	30	30	30	-	-
合 計	2,136	1,859	1,859	1,506	286	213	1,849	1,645	1,859	1,506	100	182

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。個別貸倒引当金、貸出金償却は、国内のエクスポージャーのみを有しております。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	8,038	431,553	9,335	445,691
10%	-	33,493	-	34,860
20%	19,361	323,306	19,542	326,593
35%	-	29,564	-	29,073
50%	12,705	1,142	16,571	579
75%	-	147,891	-	152,598
100%	1,003	82,393	1,118	82,956
150%	-	283	-	301
200%	-	-	-	-
250%	-	12,310	-	15,382
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	1,103,049		1,134,606	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫グループが損失を受けるリスクをいいます。当金庫グループでは、信用リスクを当金庫グループが管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理部会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告を行なう態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I)
- ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&P グローバル・レーティング (S&P)

(5) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	5,956	6,118	99,638	97,518	—	—	—	—

(注) 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫グループは、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務手続書」や「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、一般社団法人しんきん保証基金による保証や政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体保証等があります。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務手続書」等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用を伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	0	1

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
① 派生商品取引合計	664	1,187	664	1,187
外国為替関連取引	569	893	569	893
金利関連取引	94	169	94	169
株式関連取引	—	123	—	123
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	664	1,187	664	1,187

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫グループでは、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫グループの市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引には、通貨関連取引として為替先物予約取引、有価証券関連取引として債券先物取引等があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しております。また信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。その他、有価証券関連取引については、当金庫が定める「金融派生商品運用基準」の中の運用方針及び運用目的に則り、その範囲内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保等の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスクについて適切なリスク管理に努めております。

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	1,301	－	1,430	－

(注)再証券化エクスポージャーは保有していません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成28年度		平成29年度		平成28年度		平成29年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	－	－	－	－	－	－	－	－
50%	1,301	－	1,430	－	26	－	28	－
100%	－	－	－	－	－	－	－	－
350%	－	－	－	－	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－	－	－	－	－

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

当金庫グループが証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫グループが保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「資金運用・調達規程」等に基づき適正な運用・管理を行っております。

オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。

再証券化取引は該当ありません。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデュレリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを資金運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行ったうえで、必要に応じてALM委員会に諮り最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、資金運用部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を証券会社等から毎月および適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫グループは、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

(5) 信用金庫の子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該信用金庫が行った証券化取引(信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫の子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有していません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠しております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター (R&I)
- ・(株)日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	4,167	4,167	4,716	4,716
非 上 場 株 式 等	4,925	4,925	4,958	4,958
投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するもの	5,597	5,597	7,264	7,264
合 計	14,690	14,690	16,939	16,939

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
売 却 益	49	351
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注)連結損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
評 価 損 益	894	894

二. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
評 価 損 益	—	—

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫グループにおいて、銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものとして株式・優先出資証券・投資信託等が該当いたします。当該証券取引については当金庫が定める運用枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のバランスを考慮した運用を心掛けております。また、当該取引にかかるリスクの認識については、時価評価・価格変動リスクの計測によって把握しており、定期的にALM委員会等に報告するとともに、運用状況による投資継続の是非についても、常勤理事会での付議・協議を行い適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会公表の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、当金庫が定めた「有価証券等の保有目的分類に関する規程」に従い、適切に処理を行っております。

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
金利ショック (100BPV) に対する損益・経済価値の増減額	12,289	12,218

- (注) 1. 金利リスクは、連結グループの保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫グループでは、金利ショックを100BP(市場金利が上下に1%変動した時に受ける金利リスク量)として金利リスクを算出しております。また99%タイル値又は1%タイル値での銀行勘定の金利リスクもあわせて算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、内部モデルにより要求払預金の実質的な滞留期間を算出し、コア預金を設定しております。なお、コア預金の内部定義を適切に行うほか、バックテスト等による検証を行っております。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

(参考)

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
金利ショック (99%タイル値又は1%タイル値) に対する損益・経済価値の増減額	1,849	4,525

銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動及び将来の収益に与える影響を指しますが、当金庫グループにおいては、双方について定期的な評価・計測を行っております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク計測 (BPV法) や金利更改による期間収益シミュレーション等について定期的に計測を行い、ALM委員会にて協議・検討を行いながら、資産・負債の最適化に向けたリスク管理に努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算出しております。

- ・対象資産・負債
預貸金、有価証券、預け金、その他金利に感応する資産・負債
- ・計測手法
預貸金等は、金利改定日を満期日とした「金利ラダー方式」
有価証券については「GPS方式」
- ・コア預金
対 象：流動性預金全般 (当座・普通・貯蓄等)
算出方法：コア預金内部モデルにより流動性預金の滞留期間を算出しコア預金を設定
- ・金利ショック幅 100BPV